

令和2事務年度における相続税の調査等の状況（全管版）

令和3年12月
熊本国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 令和2事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 令和2事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

IV 調査事例

I 相続税の調査等の状況

1 令和2事務年度における相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査については、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施しています。

令和2事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（511万円）が対前事務年度比116.9%と増加しました。**

○ 相続税の調査事績

項目		事務年度等		
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	310 件	208 件	67.1 %
②	申告漏れ等の非違件数	269 件	177 件	65.8 %
③	非違割合 (②/①)	86.8 %	85.1 %	▲1.7 ポイント
④	重加算税賦課件数	40 件	15 件	37.5 %
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	14.9 %	8.5 %	▲6.4 ポイント
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	7,879 百万円	5,460 百万円	69.3 %
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	1,613 百万円	466 百万円	28.9 %
⑧	追徴 税額	本税	932 百万円	79.3 %
⑨		加算税	130 百万円	72.6 %
⑩		合計	1,062 百万円	78.4 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,625 万円	103.3 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	511 万円	116.9 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和2事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和2事務年度においては、**申告漏れ課税価格（10億2,100万円）が対前事務年度比114.7%と増加し、1件当たりの追徴税額（249万円）も対前事務年度比395.2%と増加しました。**

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		令和元事務年度	令和2事務年度		
①	簡易な接触件数	107 件	141 件	131.8 %	
②	申告漏れ等の非違件数	60 件	70 件	116.7 %	
③	申告漏れ課税価格 ^(注)	890 百万円	1,021 百万円	114.7 %	
④	追徴税額	本税	62 百万円	344 百万円	554.8 %
⑤		加算税	5 百万円	7 百万円	140.0 %
⑥		合計	67 百万円	351 百万円	523.9 %
⑦	1 簡易な接触当たりの	申告漏れ課税価格 (③/①) ^(注)	832 万円	724 万円	87.0 %
⑧	追徴税額 (⑥/①)	63 万円	249 万円	395.2 %	

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する調査状況

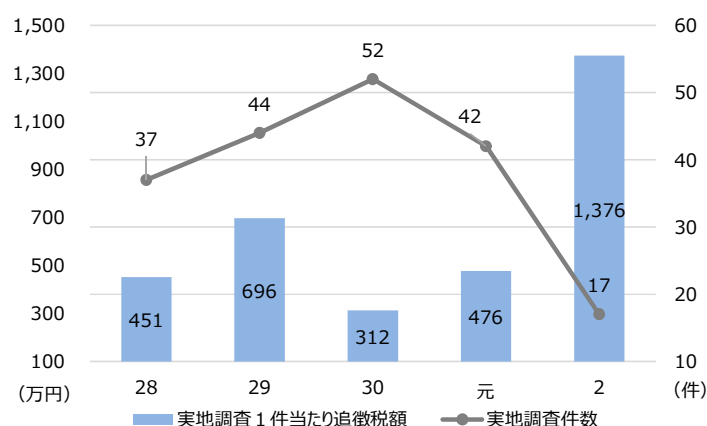
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、実地調査や簡易な接触を活用することでの確な課税処理に努めています。

令和2事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（1,376万円）**が対前事務年度比**289.1%**と増加しました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	42 件	17 件	40.5 %	
②	申告漏れの非違件数	37 件	14 件	37.8 %	
③	非違割合 (②/①)	88.1 %	82.4 %	▲ 5.7 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	3,288 百万円	1,912 百万円	58.2 %	
⑤	追徴 税 額	本税	162 百万円	195 百万円	120.4 %
⑥		加算税	38 百万円	39 百万円	102.6 %
⑦		合計	200 百万円	234 百万円	117.0 %
⑧	1 実地 件 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,829 万円	11,247 万円	143.7 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	476 万円	1,376 万円	289.1 %

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 贈与税に対する調査状況

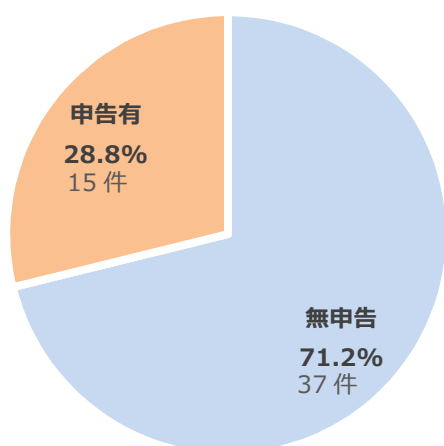
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和2事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（40万円）**が対前事務年度比**28.8%**と減少しました。

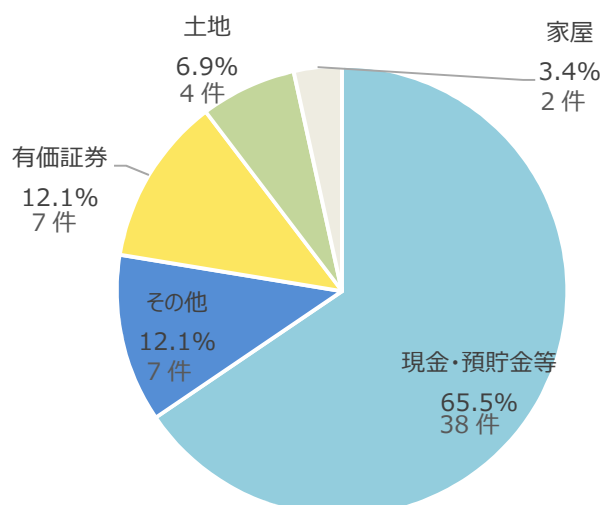
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		対前事務年度比
		令和元事務年度	令和2事務年度	
①	実地調査件数	126 件	52 件	41.3 %
②	申告漏れ等の非違件数	125 件	52 件	41.6 %
③	申告漏れ課税価格	635 百万円	150 百万円	23.6 %
④	追徴税額	175 百万円	21 百万円	12.0 %
⑤	1件当たり 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	504 万円	288 万円	57.1 %
⑥	1件当たり 実地調査 追徴税額 (④/①)	139 万円	40 万円	28.8 %

○ 調査事績に占める無申告事案の状況

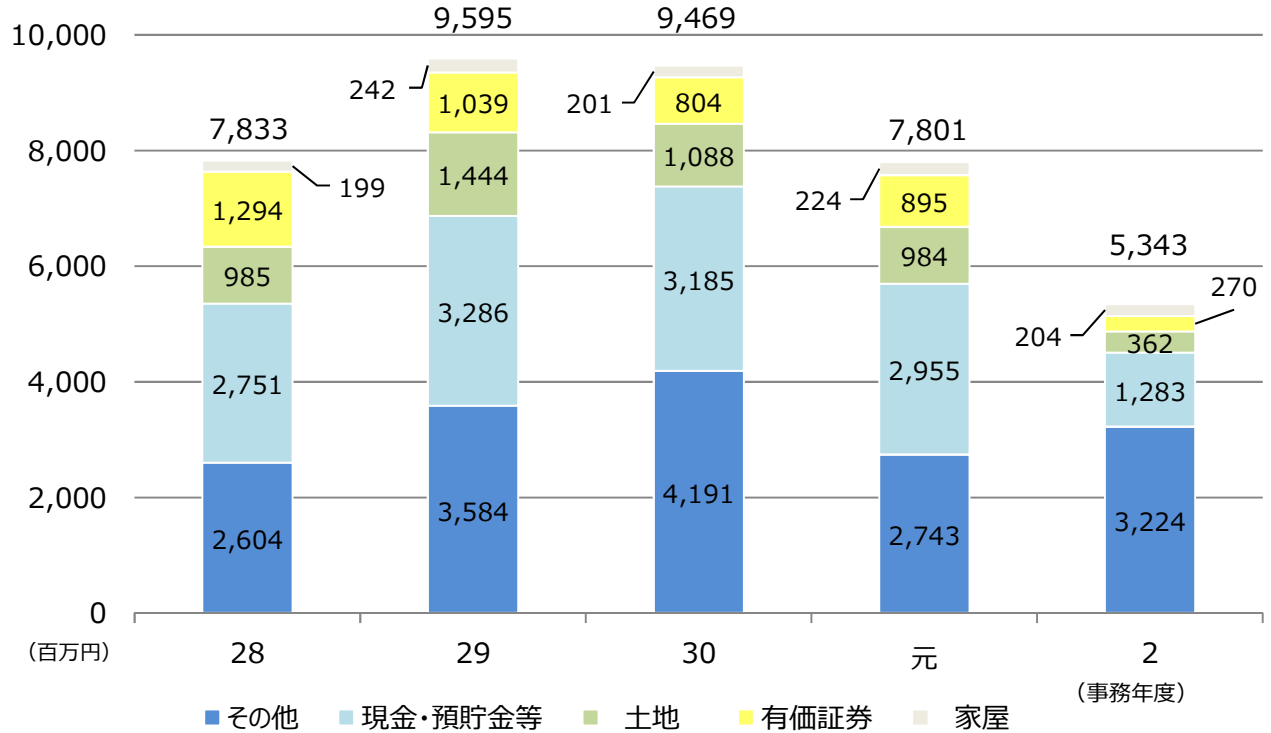


○ 調査事績に係る財産別非違件数



Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

